平成２５年（フ）第６７４号
東京都足立区東綾瀬３丁目13―11
債務者　伊藤　勝男
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７６号
東京都足立区平野１丁目17―23―302
債務者　酒井美和子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８１号
神奈川県横浜市金沢区六浦東１丁目34―３―C110
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８２号
東京都小金井市貫井南町５丁目３―８―54
債務者　高木　　健
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８３号
東京都大田区上池台５丁目22―７　メゾンエスポワールB202
債務者　薦田　敬子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８６号
東京都中央区日本橋中洲４―13―1004
債務者　山田真奈美
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９０号
東京都文京区本駒込３丁目21―８―403
債務者　坂本　武彦
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９４号
東京都葛飾区堀切４丁目48―３
債務者　石井　　守
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０１号
東京都足立区島根１丁目１―４―108
債務者　兼松　奈美
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０５号
東京都足立区竹の塚２丁目８―26―202
債務者　堀場　順子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０６号
東京都調布市深大寺東町３丁目30―13　第一日高荘102
債務者　清水満喜子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１２号
東京都杉並区今川３丁目12―８　ベルエアー今川A棟102
債務者　石幡　和之
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１４号
東京都足立区伊興本町１丁目７―１―104
債務者　松本　桂子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３号
横浜市港南区日野７丁目２番８号　プレミール港南301
債務者　佐藤　博史
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７号
横浜市港北区小机町125番地　グランシュー ヴィラ103号室
債務者　後藤真由美
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部